足立区町会・自治会掲示板設置費用助成金交付要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、町会・自治会が掲示板を新設若しくは移設をし、又は老朽化により建て替え若しくは補修をする場合に、それに要する経費の一部を助成することにより、町会・自治会の広報活動を支援し、もって地域活動の活性化を図ることを目的とする。

　（助成の対象）

第２条　この要綱に基づく助成（以下「本助成」という。）の対象となる団体は、区に、別に定める「町会・自治会届出書」による届出を行い、登録を受けた町会・自治会とする。

２　本助成の対象とする掲示板は、町会・自治会がその区域内に、加入者相互の連絡事項、行政機関の広報、その他町会・自治会の活動に必要な情報を地域住民に周知するための掲示板とする。ただし、本助成を受けて新設若しくは移設をし、又は老朽化により建て替え若しくは補修をした掲示板は、本助成を受けた年度の次の年度から起算して１０年を経過していない場合は、助成の対象としない。

３　前項ただし書の規定は、台風、地震等の町会・自治会の責めに帰することができない事由により建て替え又は補修の必要が生じたものについては、適用しない。

　（助成対象経費）

第３条　助成対象経費は、掲示板の制作費、設置工事費その他助成事業に直接必要な経費とする。ただし、次に掲げる経費については、助成対象としない。

　（１）　用地の取得又は借地に係る経費

　（２）　掲示板の設置場所の整備に係る経費

　（３）　既存掲示板の撤去に係る経費

　（４）　他の要綱に基づく助成金の対象となる経費

　（５）　その他区長が不適当と認める経費

　（助成金の額）

第４条　助成金の額は、前条に規定する助成の対象となる経費（企業等が当該経費の一部を負担する場合は、その負担額を差し引いた後の額）の９割とし、１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、別表に定める町会・自治会の区域内における総世帯数（当該年度４月１日現在）に応じた限度額及び予算に定める範囲内で交付する。

２　同一町会・自治会に対する本助成に係る助成金（以下「本助成金」という。）の交付は、同一年度内で１回とする。

　（事前協議）

第５条　前条第１項による企業等の助成を受ける場合において、掲示板に当該企業等の名称を入れるときは、次条第１項の申請前に区と協議し、あらかじめ承認を得なければならない。

　（交付申請）

第６条　本助成金の交付を受けようとする町会・自治会（以下「助成団体」という。）は、交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付し、区長に申請するものとする。

　（１）　掲示板設置予定場所一覧表（様式第２号）

　（２）　掲示板設置承諾書（様式第３号）又は許可権限者が発行する許可書の写し

　（３）　掲示板の図面

（４）　掲示板の設置場所を明記した案内図

　（５）　設置経費の内訳の詳細がわかる資料（見積書の写し）

　（６）　その他区長が必要と認める書類

２　助成団体は、区が指定する期間内に、前項に定める手続をしなければならない。

　（交付決定）

第７条　区長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、本助成金を交付することを適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第４号）により、助成団体に通知する。

２　区長は、前項の交付決定に際し、この要綱に定める条件のほか、必要な条件を付することができるものとする。

３　区長は、本助成金を交付することを認めないときは、不交付決定通知書（様式第５号）により、助成団体へ通知する。

　（申請の取下げ）

第８条　前条第１項の規定による交付決定を受けた助成団体（以下「交付決定団体」という。）は、交付決定後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なく助成金辞退届（様式第６号）を区長に提出しなければならない。

　（内容変更の承認）

第９条　交付決定団体は、実施内容を変更しようとする場合は、必要な書類を添えて変更申請書（様式第７号）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　区長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、変更を認めるときは、変更承認通知書（様式第８号）により助成団体に通知する。

　（完了届）

第１０条　交付決定団体は、掲示板の設置工事が完了したときは、掲示板設置完了報告書（様式第９号）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく区長に提出するものとする。

　（１）　掲示板設置完了場所一覧表（様式第１０号）

　（２）　掲示板設置工事後の写真

　（３）　領収証の写し及びその内訳書の写し

　（助成金額の確定及び交付）

第１１条　区長は、前条の規定による完了の報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとし、報告内容が本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第１１号）により交付決定団体に通知するものとする。

２　前項の通知を受けた交付決定団体は、請求書兼口座振替依頼書（様式第１２号）を区長に提出するものとし、当該交付決定団体名義の口座に振込により交付する。ただし、当該口座の名義が交付決定団体代表者以外の場合は、委任状を添付しなければならない。

　（決定の取消し）

第１２条　区長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当する場合、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　（１）　偽りその他不正な手段により本助成金の交付を受けたとき。

　（２）　本助成金を他の用途に使用したとき。

　（３）　本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に定める規定に違反したとき。

　（４）　掲示板が活用されず、その目的を果たしていないと認められるとき。

（５）　交付決定団体が助成金辞退届（様式第６号）により、本助成金の交付を辞退したとき。

（６）　本助成金を申請した年度内に設置工事を完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったとき。

（７）　助成金交付の対象となった事業又は当該事業に係る掲示板の利用において、次の行為を行ったとき。

　ア　特定の団体への加入を勧誘し、あるいは寄附を募ることにより、他者に迷惑を及ぼすと認められる行為

　イ　専ら特定の宗教団体の利益のために行われると認められる行為

　ウ　事前に申請し承認された事業の目的・態様と異なる行為

　（８）　本助成金の交付要件を満たさなくなったとき。

２　区長は前項の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定団体に助成金交付取消

通知書（様式第１３号）により通知するものとする。

　（助成金の返還）

第１３条　区長は、前条の規定により本助成金の交付の決定を取り消したときは、助成事業の取消しに係る部分に関し、すでに本助成金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

　（帳簿書類等の調査）

第１４条　区長は、本助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定団体に区長が必要と認める事項を報告させ、帳簿書類その他の物件を調査することができる。

　（その他）

第１５条　この要綱に定めのない事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和５０年足立区規則第６号）の定めるところによるほか、助成金交付に関し必要な事項は、別に定める。

　　　付　則（２５足地調発第６５１９号　平成２６年３月２５日　区長決定）

　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

　　付　則（３０足地調発第３３３５号　平成３０年１０月１日　副区長決定）

　この要綱は、決定の日から施行する。

　　　付　則（３足地調発第５３６１号　令和４年１月３１日　区長決定）

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

　　　付　則（５足地調発第６９８５号　令和６年３月２９日区長決定）

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

　　　付　則（６足地調発第７１２５号　令和７年３月３１日区長決定）

　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 総　世　帯　数 | 限　度　額 |
| １～１，０００世帯 | １０万円 |
| １，００１～２，０００世帯 | ２０万円 |
| ２，００１～３，０００世帯 | ３０万円 |
| ３，００１世帯以上 | ４０万円 |

**様式第１号（第６条関係）**

　　年　　月　　日

（ 提 出 先 ）

足 立 区 長

団　体　名

代表者住所　足立区

代　表　者

**交 付 申 請 書**

足立区町会・自治会掲示板設置費用助成金交付要綱第６条に基づき、下記のとおり

関係書類を添えて交付申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　設置申請数 | 　　　　　　　　　基 |
| ２　設置場所 | ※　掲示板設置予定場所一覧表（様式第２号）を参照 |
| ３　設置完了日 | 　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日（予定） |
| ４　設置経費 | ①設置経費総額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円②対象外経費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円③企業等からの助成額　　　　　　　　　　　　　　　円④助成対象経費【①－(②＋③）】　　　　　　　　　　円 |
| **５　交付申請額** | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円※　④助成対象経費の９割、千円未満の端数は切り捨て※　助成限度額は、町会・自治会の区域内における総世帯数によって異なります。 |
| ６　添付書類 | □　掲示板設置予定場所一覧表（様式第２号）□　掲示板設置承諾書（様式第３号）又は許可権限者が発行する許可書の写し□　掲示板の図面□　掲示板の設置場所を明記した案内図□　設置経費の内訳の詳細がわかる資料（見積書の写し）□　その他区長が必要と認める書類 |

**様式第２号（第６条関係）**

**掲示板設置予定場所一覧表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＮＯ. | 設　置　場　所 | 備　考 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |
| ４ |  |  |
| ５ |  |  |
| ６ |  |  |
| ７ |  |  |
| ８ |  |  |
| ９ |  |  |
| １０ |  |  |

**様式第３号（第６条関係）**

**掲 示 板 設 置 承 諾 書**

（提出先）

足　立　区　長

私は、下記の所有地に掲示板を設置することを承諾します。

　　設置場所：

　　　　　年　　月　　日

　所有者住所：

　所有者氏名：（自署）

|  |  |
| --- | --- |
| 掲示板を設置する町会・自治会名 |  |
| 掲示板設置場所 | 案内図のとおり　　NO.　　　　 |

**様式第４号（第７条関係）**

足　　収第　　　号

　　年　　月　　日

団　体　名

代　表　者

足立区長

**交 付 決 定 通 知 書**

　　年　　月　　日付で申請のあった、足立区町会・自治会掲示板設置費用助成金について、足立区町会・自治会掲示板設置費用助成金交付要綱第７条に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　交付条件　（１）この助成金の使途は、申請書に記載した実施内容に限る。

　　　　　　　（２）足立区町会・自治会掲示板設置費用助成金交付要綱の規定を遵守すること。

　　　　　　　（３）掲示板が倒壊しないよう安全に固定すること。

**様式第５号（第７条関係）**

足　　収第　　　号

　　年　　月　　日

団　体　名

代　表　者

足立区長

**不 交 付 決 定 通 知 書**

　　　　　年　　月　　日付、申請のありました足立区町会・自治会掲示板設置費用助成金について、下記の理由によりその全額の不交付を決定しましたので通知します。

記

　１　不交付理由

**様式第６号（第８条関係）**

　　年　　月　　日

（ 提 出 先 ）

足 立 区 長

団　体　名

代表者住所　足立区

代　表　者

**助 成 金 辞 退 届**

下記の理由により、足立区町会・自治会掲示板設置費用助成金の全額を辞退します。

記

　１　辞退理由

**様式第７号（第９条関係）**

　　年　　月　　日

（ 提 出 先 ）

足 立 区 長

団　体　名

代表者住所　足立区

代　表　者

**変 更 申 請 書**

　　年　　月　　日付、　　足　　収第　　　　号をもって交付決定された助成金の内容を一部、下記のとおり変更したいので、足立区町会・自治会掲示板設置費用助成金交付要綱第９条に基づき、関係書類を添えて申請いたします。

記

１　変更理由

２　助成事業の変更内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変　更　事　項 | 変　更　前 | 変　更　後 |
|  |  |  |
| 設置経費総額 | 　　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　　円 |

３　変更が生じた年月日

　　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日

４　添付書類

□

　　□

**様式第８号（第９条関係）**

　　　　足　　収第　　　号

　　年　　月　　日

団　体　名

代　表　者

足立区長

**変 更 承 認 通 知 書**

　　年　　月　　日付で申請のあった助成金の内容の変更について、足立区町会・自治会掲示板設置費用助成金交付要綱第９条に基づき、下記のとおり承認します。

記

１　承認内容

２　付与条件

**様式第９号（第１０条関係）**

　　年　　月　　日

（ 提 出 先 ）

足 立 区 長

団　体　名

代表者住所　足立区

代　表　者

**掲 示 板 設 置 完 了 報 告 書**

申請したすべての掲示板の設置が完了したので、足立区町会・自治会掲示板設置費用助成金交付要綱第１０条に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

　１　設置経費総額

　　　　　　　　　　　　　　　　円

　２　設置場所

　　　掲示板設置完了場所一覧表（様式第１０号）を参照。

　３　設置完了日

　　　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日

　４　添付書類

　　　□　掲示板設置完了場所一覧表（様式第１０号）

　　　□　掲示板設置工事後の写真

　　　□　領収証の写し及びその内訳書の写し

**様式第１０号（第１０条関係）**

**掲示板設置完了場所一覧表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＮＯ. | 設　置　場　所 | 備　考 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |
| ４ |  |  |
| ５ |  |  |
| ６ |  |  |
| ７ |  |  |
| ８ |  |  |
| ９ |  |  |
| １０ |  |  |

**様式第１１号（第１１条関係）**

　　　　足　　収第　　　号

　　年　　月　　日

団　体　名

代　表　者

足立区長

**助 成 金 額 確 定 通 知 書**

足立区町会・自治会掲示板設置費用助成金について、　　　　年　　月　　日付で提出された掲示板設置完了報告書を審査した結果、本助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認められるので、助成金額を下記のとおり確定します。

記

　　１　助成金交付確定額

　　　　　　　　　　　　　　円

**様式第１２号（第１１条関係）**

　　年　　月　　日

（ 提出先 ）

足立区長

**請求書兼口座振替依頼書**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金 |  |  |  |  |  |  | 円 |

ただし、足立区町会・自治会掲示板設置費用助成金として、上記金額を請求します。

上記請求金額については、下記の口座に振り込んでください。

団　体　名

代表者住所　足立区

代表者氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 振込先金融機関 | 　　　　　　　　　　　　銀　　行　　　　　　　　　　　　本　店　　　　　　　　　　　　信用金庫　　　　　　　　　　　　支　店　　　　　　　　　　　　信用組合　　　　　　　　　　　　出張所　　　　　　　　　　　　農　　協 |
| 預金種別 | 　　普通 ・ 当座 ・ 貯蓄（いずれかに○） |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  |
| 名義 |  |

* 振込口座に誤記入があると振込むことができませんので、通帳をご確認のうえ記入願います。

**様式第１３号（第１２条関係）**

　　足　　収第　　　　号

　　　　　年　　月　　日

団体名

代表者

足立区長

**助成金交付取消通知書**

　　　　年　　月　　日付　足　　収第　　　　号において交付決定した足立区町会・自治会掲示板設置費用助成金について、下記の理由により交付決定額の（一部・全部）を取り消しましたので、通知いたします。

記

１　交付取消理由

２　返還金の有無　　（　有　・　無　）

３　返還金額（返還金有の場合）

　　　　　　　　　　　　　　　　円

４　納付期限（返還金有の場合）

５　納付方法（返還金有の場合）

同封の納付書により金融機関窓口にて納付してください。